

浄化槽は、清潔で快適な生活を送るうえで大変便利なものであり、設置台数も年々増加しています。

浄化槽設置者は、浄化槽を適正に管理する義務があり、これを怠ると污水が排出し、河川の水質汚濁や悪臭の原因となります。

万全ですか？

維持管理は

し尿浄化槽の

「防火大役
あなたが主役」

春の全国火災予防
運動実施中!!
3月13日まで

保健 だより



加藤 命子 看護婦

成り病に注意しなければならないと言われる四十歳以上の人のが本市には、一万三千四百十一人います。その方々は、循環器疾患、特に高血圧症や、腰痛、膝関節痛など筋・骨格系の病気につかっている人が多く、これらの病気は、老化とともに増加し、放つておくと寝たきりの生活をしいられることになります。現在市内では、八十一人が脳卒中や腰痛などが原因で寝たきり、または寝たり起きたり、あるいは歩行や移動動作に支障がある状態で生活し、本人はもちろん家族にも大きな影響を与えているという現状です。

①病気に応じた栄養や運動の方法、日常生活での注意。
②家庭でのリハビリテーションの方法。
③寝たきりの人の体を拭く、着換え、床ずれの予防や手当の方法。

そこで、本市では、これらの人間問題をかかえている本人及び家族が現在のからだの機能でできるように指導し、また家

訪問看護をご存知ですか？

低下を防ぎ、より健康になれないよう、また、毎日の生活が楽しくなりのあるものになるよう訪問看護を実施しています。

訪問看護の立役者は、

訪問看護婦さん!!

この訪問看護になくてはならないのが、その名通り「訪問看護婦」さんです。本市には、現在二人の訪問看護婦さんがいます。

二人の仕事は：

①病気に応じた栄養や運動の方法、日常生活での注意。
②家庭でのリハビリテーションの方法。
③寝たきりの人の体を拭く、着換え、床ずれの予防や手当の方法。

農地転用は

許可を受けて！

農地を転用（農地以外のものにすること）しようとする場合は、事前に申請をして農地法による許可を受けなければなりません。

転用には、自分の農地を自分で転用する場合（農地法第四条の規定によるもの）と自分以外の者の農地を借り受けたり、譲り受けたりして転用する場合（農地法第五条の規定によるもの）がありますが、県知事の許可を受けないと、地目変更や所有権移転の登記ができないので、買ったはずだが名義がなおっていなかつたとか、後で困る場合があります。

『火鉢型石油コンロ、事故防止の為の部品無料交換のお知らせ』

コロナ石油火鉢で昭和55年以前に製造された次の形式のものを使用している方は早急にご連絡下さい。

S H B型・C型・D型
S H CⒶ型・DⒶ型
S H 2 D型・3 D型
S H 2 D K型
S H 2 DⒶ型・3 DⒶ型
S H 2 K型・3 K型
S H 2 KⒶ型・2 KⒷ型・3 KⒷ型・S H型

連絡先 (株)内田製作所
☎ 0256-35-8505
0262-41-4521
0542-62-2030